

事務連絡
平成28年6月13日

各市町村障がい児者福祉主管課長 様
各児童相談所長 様
熊本県国民健康保険団体連合会介護保険課長 様

熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局
障がい者支援課長

「平成28年熊本地震に伴い一時的に避難をしている利用者に対する継続した障害福祉サービス等の提供について」に関する
取扱いについて

このことについては、平成28年5月24日に県事務連絡で国からの通知を送付したところですが、緩和措置に関する具体的な取扱いについて県としての考えをまとめましたので、別添のとおり通知します。

なお、災害に伴う個別の支給決定・変更等については、支給決定市町村に御相談ください。

障がい福祉サービス班

電話：096-333-2233

発達障がい・療育支援班

電話：096-333-2237

FAX：096-383-1739

E-mail：syogaifukushiservice@pref.kumamoto.lg.jp



事務連絡

平成28年6月13日

各指定障害福祉サービス事業者 様
各指定障害者支援施設設置者 様
各指定障害児通所支援事業者 様
各指定障害児入所施設設置者 様
こども総合療育センター所長 様

熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局
障がい者支援課長

「平成28年熊本地震に伴い一時的に避難をしている利用者に対する継続した障害福祉サービス等の提供について」に関する
取扱いについて

このことについては、平成28年5月24日に県事務連絡で国からの通知を送付したところですが、緩和措置に関する具体的な取扱いについて県としての考えをまとめましたので、別添のとおり通知します。

なお、災害に伴う個別の支給決定・変更等については、支給決定市町村に御相談ください。

障がい福祉サービス班

電話：096-333-2233

発達障がい・療育支援班

電話：096-333-2237

FAX：096-383-1739

E-mail：syogaifukushiservice@pref.kumamoto.lg.jp

(別紙)

「平成28年熊本地震に伴い一時的に避難をしている利用者に対する継続した障害福祉サービス等の提供について」に関する取扱いについて

平成28年5月17日付けで厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課から通知のあった緩和措置に関する具体的な取扱いについて、下記のとおりとする。

記

1 事業者が利用者の避難先等に出向いて必要な支援を行った場合

事業所の支援員等が利用者の自宅や避難先等に出向いて安否確認や相談支援、物資の提供等の支援を行った場合は、本来の報酬請求が可能。

ただし、原則として支給決定の範囲内での請求とし、支援記録等には、日時、支援場所、利用者・支援者氏名、出向いた理由、支援内容等、請求の根拠として、できるだけ具体的に記載すること。(通所サービス対象。訪問サービスは、従前から避難所を居宅として算定可能)

2 通所、訪問が困難と認められる状況で、電話やファックス等で必要な支援を行った場合

危険個所の存在や道路状況の悪化などにより、通所、訪問が困難と考えられる状況で、電話等により利用者の安否確認や相談支援等のできる限りの支援の提供を行った場合は、従来のサービスとして報酬対象とすることが可能。

ただし、原則として支給決定の範囲内とし、支援記録等には、日時、利用者・支援者氏名、電話等で支援を行った理由、支援の内容等、請求の根拠として、できるだけ具体的に記載すること。

また、この取扱いは、発災後1か月(平成28年4月15日から5月14日)の間のみとする。(通所、訪問サービス)

3 欠席時対応加算について

道路事情、交通手段など利用者が通所に特段の支障がない状況で、急病等により利用を中止し、事業者が利用者又は家族等との連絡調整その他の相談支援を行うとともに、当該利用者の状況、相談支援の内容等を記録した場合は、通常どおり欠席時対応加算の対象となる。(通所サービス)

4 緩和措置による報酬請求の調整方法等について

上記の緩和措置により、改めて被災日以降の報酬請求を行う場合は、過誤

調整を行うことになるが、具体的取扱いについては、支給決定の市町村等に確認されたい。

(その他) 問合せのあった震災に伴う報酬請求の考え方

・食事提供加算（通所サービス）

食事提供加算の請求を行っていたが、調理ができなくなった、又は契約業者が食事の提供ができない状態になった等の理由により、やむを得ず市販の弁当を提供した場合は、食事提供加算の要件を満たさず、加算請求はできないとの見解。（厚生労働省障害福祉課（福祉サービス係））

事 務 連 絡
平成28年5月17日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障 害 福 祉 課

平成28年熊本地震に伴い一時的に避難をしている利用者に対する継続した障害福祉サービス等の提供について

平成28年熊本地震に伴う介護給付費等の取扱いについては、「平成28年熊本地震により被災した障害者等に対する支給決定等について」（平成28年4月25日付け事務連絡）の別添等においてお示したところです。

今回、これらの通知等を踏まえ、平成28年熊本地震に伴う障害福祉サービス等の提供の継続性について、別添のとおりまとめました。

各都道府県等におかれましては、別添資料につき、管内市町村、障害福祉サービス事業者等への周知をよろしくお願いいたします。

- 例示として下記のような場合にも、事業者に対して報酬を支払うことは可能となっていますので、参考にしてください。

① 訪問系サービスの場合

- 避難所において居宅介護等を提供した場合も報酬の対象にすることができます。

【4月14日事務連絡、4月25日事務連絡（別添1 Q&A）】

② 入所系サービス（障害者支援施設・グループホーム）や通所系サービスの場合

- 利用者とともに仮設の施設や他の施設等に避難し、そこにおいて避難した事業者がサービスを提供した場合も報酬の対象にすることができます。（避難先の施設で費用がかかった場合には、避難をした事業者から避難先の事業者を支払ってください。）

【4月25日事務連絡（別添1 Q&A）】

- ※ この場合において、日中支援加算も使えますので活用してください。
- ※ この場合、避難をした事業者が報酬を受け取ります。

◎ 留意点について

- 今回の震災等の状況を踏まえ、上記の場合も含め既存の事業所等について、一時的に人員配置基準や施設設備基準を満たさない場合も報酬の減額等を行わないこととしています。 【4月14日事務連絡、4月25日事務連絡（別添1 Q&A）】
また、やむを得ない理由により、利用者の避難先等において、安否確認や相談支援等のできる限りの支援の提供を行った場合は、これまでのサービスとして報酬の対象とすることが可能です。（サービスに係る緩和措置）
- 上記は、従来の事業所等が継続して支援を行うと認められる例を示したものであり、避難先の事業所がサービスを提供した場合には、避難先の事業所が報酬を受け取ることとなります。

関連通知等

平成28年熊本地震に関して発出した障害福祉関連の通知及び事務連絡のうち、本事務連絡に関連するものは、次のとおりです。

「4月14日事務連絡」

災害により被災した要援護障害者等への対応について（平成28年4月14日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課事務連絡）

「4月25日事務連絡」

平成28年熊本地震により被災した障害者等に対する支給決定等について（平成28年4月25日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室、障害福祉課、精神・障害保健課連名事務連絡）